



選択的 夫婦別姓制度 に関する



Q&A



リーフレットの発行にあたって

日本弁護士連合会は、1993年に選択的夫婦別姓制度の導入を求める決議を採択し、以来その実現に向けて活動してきました。1996年には、法務大臣の諮問機関である法制審議会が同制度の導入を答申しています。

これらの動きから四半世紀以上が経過し、社会情勢や世論が大きく変化しているにもかかわらず、未だ法改正は実現していません。多くの女性達、経済団体や労働団体からも、選択的夫婦別姓制度の導入を求める声があがっています。夫婦同姓を法律で義務付ける国は日本のはかではなく、日本は国際的にも取り残されてしまっています。

今こそ、この状況から脱し、選択的夫婦別姓制度の導入を実現しなければなりません。そのためには、選択的夫婦別姓制度とは何か、なぜ必要なのか、導入することで私たちの生活や社会がどうなるのかを多くの人に知ってもらうことが必要だと考え、このリーフレットを作成しました。ぜひ、さまざまな機会にご活用ください。

2024年12月

日本弁護士連合会

目 次

Q1	現行制度で、一方が姓を変えないと結婚できないのはどうしてですか？ 選択的夫婦別姓制度にするとはどういうことですか？	4
Q2	姓を変えずに結婚したいというのはワガママなのでしょうか？	5
Q3	選択的夫婦別姓を導入すると、どのようなメリットがありますか？	6
Q4	国際的には、夫婦同姓がスタンダードなのですか？	7
Q5	最高裁も、夫婦同姓を義務付ける現行法を合憲と言っているのではありませんか？	8
Q6	世論はどうなっていますか？	9
Q7	通称使用できる場面が広がれば、 別姓を認める必要はないのではありませんか？	10
Q8	夫婦・親子の姓が異なると、家族の絆が薄れるのではありませんか？	11
Q9	両親・親子の姓が異なると、子どもが混乱するのではありませんか？	11
Q10	選択的夫婦別姓制度を導入すると、戸籍制度はなくなるのですか？ 戸籍はどうなるのですか？	12
Q11	選択的夫婦別姓制度を導入すると、 子どもの姓はどのようにになりますか？	13
Q12	子どもは、自分の意思で姓を変更することはできますか？	13
Q13	選択的夫婦別姓制度を導入する場合、既に結婚している夫婦が 別姓となるには、いったん離婚しなければなりませんか？	14
資料	民法の一部を改正する法律案要綱（1996年2月26日）	15

Q1

現行制度で、一方が姓を変えないと結婚できないのはどうしてですか？選択的夫婦別姓制度にするとはどういうことですか？

A

民法750条が

「夫婦は、婚姻の際に定めるところ

に従い、夫又は妻の氏を称する。」

と定めて夫婦同姓を義務付けているからです。



選択的夫婦別姓制度とは、結婚にあたり、

それまでの姓をそのまま維持することも、

配偶者の姓に改姓することも、

いずれでも選択できるようにする制度です。

夫婦で同姓になることを希望する人、各自がそれまでの姓を維持すること

を希望する人のどちらの希望も尊重する制度なのです。



Q2 姓を変えずに結婚したいというの はワガママなのでしょうか？

A いいえ、ワガママではありません。

結婚に伴い姓を変えるよう強制するこ
との方が、憲法に反するものであり、
人権問題であると言えます。



氏名は「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であつて、人格権の一内容を構成する」ものです（1988年2月16日最高裁判決）。民法750条は、「個人の尊重」を定める憲法13条が保障する「氏名の変更を強制されない自由」を不当に制限するものです（憲法13条違反）。

また、民法750条によれば、夫婦別姓を希望する人は、婚姻をすることがで
きません。婚姻の法的効果（例えば相続など）も享受できません。このよ
うな差別的取扱いは合理的根拠に基づくものとは言えず、「法の下の平等」
にも反しています（憲法14条違反）。

さらに、憲法24条1項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が
同等の権利を有する。」と定め、同条2項は「法律は、個人の尊厳と両性の
本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」としています。民法
750条は、婚姻に「両性の合意」以外に、一方が改姓をしなければならない
という要件を不当に加重し、当事者の自律的な意思決定に不合理な制約を
課すものです。
**新たに婚姻する夫婦のうち約95%で女性
が姓を変えており、事実上、多くの女性が結婚に伴い
改姓を強いられています**（憲法24条違反）。

Q3

選択的夫婦別姓を導入すると、 どのようなメリットがありますか？

A

婚姻前から築いてきた
仕事上の実績や評価を維持しやすくなり、
キャリアの断絶を防ぐことができ、
ビジネスや研究など様々な分野での女性活躍に資する
ことになります。

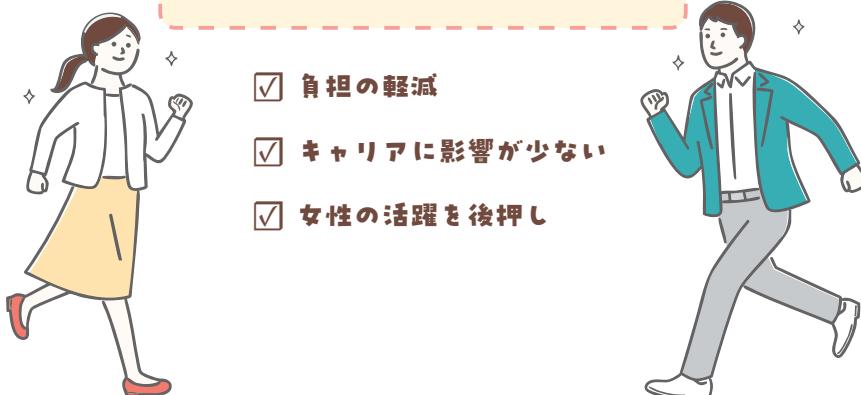
多様性の尊重は、**有為な人材の確保**にもつながります。

姓の変更に伴う、様々な届出、変更手続などの**負担が軽減**されます。

通称使用の弊害が取り除かれ、国際的な活躍も後押しできます。

婚姻にあたっての選択肢を増やすことは、誰もが生き
やすい、活力ある社会の実現にもつながるものです。

選択的夫婦別姓

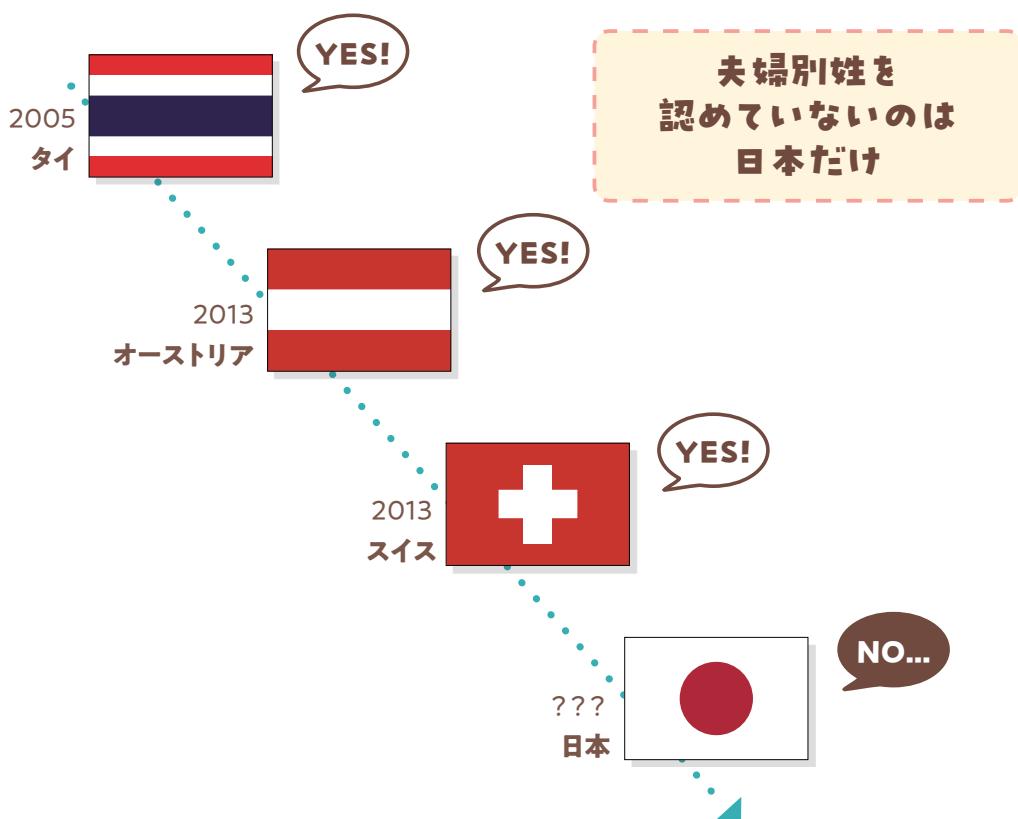


Q4 国際的には、夫婦同姓がスタンダードなのですか？

A いいえ、国際的にも、夫婦同姓を法律で強制している国は日本だけです。

以前は日本以外にも夫婦同姓を強制する国がありましたが、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）による勧告の影響などもあって、諸外国では20世紀中に法改正が進みました。

日本もCEDAWから2003年以降2024年までに4度にわたり、結婚に際し旧姓を維持することを選択できるようにする法改正についての勧告を受けています。



Q5

最高裁も、夫婦同姓を義務付ける
現行法を合憲と言っているのでは
ありませんか？

A

最高裁は、2015年12月16日判決や2021年6月23日決定で民法750条を合憲としましたが、これらは**選択的夫婦別姓制度を否定したものではありません。**

補足意見に「国会において、この問題をめぐる国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待する」とあるように、「夫婦の氏についてどのような制度を探るのが立法政策として相当かという問題」について、国会での議論を促したものです。

なお、

「夫婦別氏の選択肢を設けていないのは憲法24条に反する」

「かかる措置（法改正）をとるために必要と考えられる社会通念上相当な期間が経過した」

「もはや国会の立法裁量の範囲を超えるほどに合理性を欠いている」

などの反対意見も述べられています。

合憲？

or

違憲？



Q6 世論はどうなっていますか？

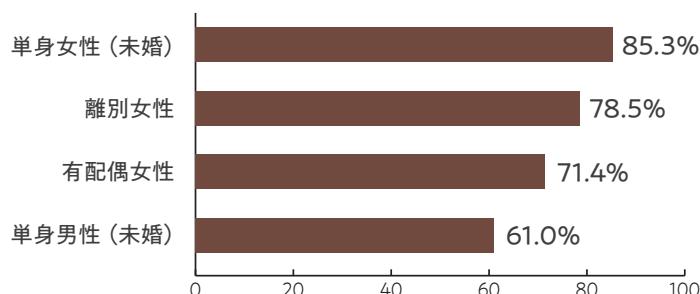
A

官民の各種世論調査においても、**選択的夫婦別姓制度の導入に賛同する意見が高い割合を占め、反対の意見の割合を上回っています。**

例えば、2023年の国立社会保障・人口問題研究所「社会保障・人口問題基本調査第7回全国家庭動向調査」では、60歳未満の回答者における「夫、妻とも同姓である必要はなく、別姓であってもよい」への賛成割合が、単身女性（未婚）で85.3%、離別女性で78.5%、有配偶女性で71.4%、単身男性（未婚）でも61.0%となっています。

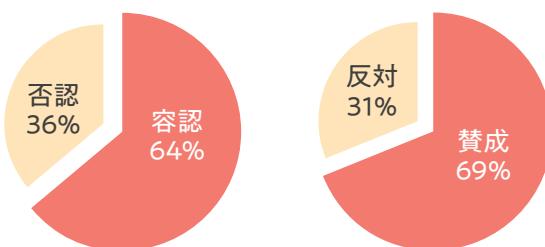
また、日本労働組合総連合会（連合）が2022年7月に実施した「夫婦別姓と職場の制度に関する調査2022」では64%が同制度を容認すると回答し、日本経済新聞社が2024年7月に実施した世論調査では69%が同制度に賛成すると回答しています。

■ 60歳未満の回答者における 「夫、妻とも同姓である必要はなく、別姓であってもよい」



出典：国立社会保障・人口問題研究所
「社会保障・人口問題基本調査第7回全国家庭動向調査」(2023年)

■ 選択的夫婦別姓制度について



出典：(左) 日本労働組合総連合会（連合）「夫婦別姓と職場の制度に関する調査2022」(2022年7月)
(右) 日本経済新聞社「世論調査」(2024年7月)

Q7

通称使用できる場面が広がれば、別姓を認める必要はないのではありますか？

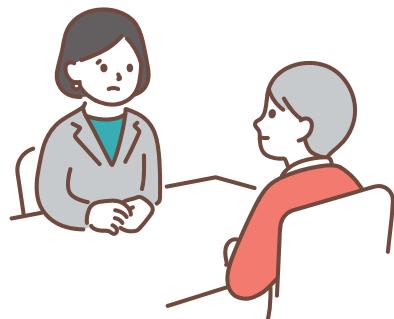
A

いいえ。「通称」は戸籍制度に基づく法律上の氏名とは異なります。
通称使用には限界があり、通称使用できる場面を広げても問題は解決しません。

「通称」での金融機関との取引や携帯電話の契約、国際航空券の購入、出入国などは厳しく制限されています。マイナンバーカード、運転免許証、住民票、パスポートなどでは旧姓の併記が実現していますが、パスポートのICチップには、旧姓は記録されません。国際的にはマネー・ローンダリング、テロ資金供与等の対策の観点から厳格な本人確認が求められています。

納税や登記（会社設立・役員就任、不動産取引）などでも、旧姓の併記が認められましたが、どちらが本名か分かりにくく混乱が生じています。また、婚姻・離婚・再婚といった私的な情報が公開されてしまい、新たな苦痛を生じさせています。

通称の公証化により問題を解決すべきとの意見もありますが、通称はどうにしても通称に過ぎず、**生来の氏名を正式名称として正々堂々と名乗れないという苦痛が続くことを解決できません。**



Q8 夫婦・親子の姓が異なると、家族の絆が薄れるのではありませんか？

A 夫婦・親子の姓の異同と家族の絆との関係については、個人によって様々な考え方があります。姓を同じくすることで絆を感じる人もいますし、姓が異なっても絆を感じる人もいます。**それぞれの意見や価値観に従って同姓・別姓を選択できるとするのが選択的夫婦別姓制度の考え方**です。姓を同じくすることで家族の絆が保たれると考える夫婦は同姓を選択できるのです。

また、現行制度の下でも、一方の親が外国籍の子ども、事実婚の両親の子どもなどは、夫婦・親子の姓が異なります。しかし、夫婦・親子が**別姓**であるが故に、これらの家庭の絆が薄くなっているとは言えないのではないでしょうか。

Q9 両親・親子の姓が異なると、子どもが混乱するのではありませんか？

A 両親・親子の姓が異なる家庭の子どもから**「いじめられた経験もありません」「家族の一体感もあって幸せです」「『かわいそう』という意見は的外れです」**などの声が上がっています（2020年6月「選択的夫婦別姓・全国陳情アクション」による座談会より）。

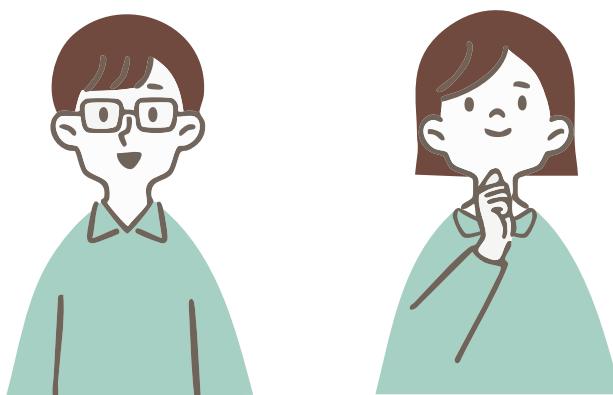
また、選択的夫婦別姓制度が導入されれば、両親・親子は同じ姓が当たり前という意識も変わっていくでしょう。

Q10 選択的夫婦別姓制度を導入すると、戸籍制度はなくなるのですか？戸籍はどうなるのですか？

A 選択的夫婦別姓制度を導入しても戸籍制度はなくなりません。

1996年の民事行政審議会の答申でも、戸籍制度はこれまでと同様とされ、別姓夫婦とその子どもについても一つの戸籍に在籍することが前提とされています。

これによれば、戸籍簿の「戸籍に記載されている者」欄の【名】を【氏名】に改め、戸籍内の各人にについて氏名を記載すれば足りることになります。



Q11 選択的夫婦別姓制度を導入すると、子どもの姓はどのようにになりますか？

A 1996年に法制審議会が答申した民法改正要綱案は、夫婦別姓となる「夫婦は、婚姻の際に、夫又は妻の氏を子が称する氏として定めなければならぬ」とし、**子の姓を統一することとしています。**

他方で、別姓夫婦の子の姓は、**子の出生の時点における状況などを考慮して**、夫婦の協議によって父又は母の姓を子の**出生の都度選択すればよいとする意見もあります**。この点

は、様々な事情を検討して議論を深めていく必要があるでしょう。



Q12 子どもは、自分の意思で姓を変更することはできますか？

A はい。現行法でも、離婚などで子が父又は母と姓を異にする場合には、家庭裁判所の許可を得て姓を変更することが可能とされています。

1996年に法制審議会が答申した民法改正要綱案では、別姓夫婦の未成年の子どもが両親の婚姻中に自分の姓を両親のいずれか一方の姓に変更するためには、特別の事情と家庭裁判所の許可が必要とされています。また、子どもが成年になった後は、特別の事情がなくても、家庭裁判所の許可を得れば姓を変更することができるとしています。このような**法改正がされれば、選択的夫婦別姓制度が導入された場合でも、子が姓を変更することは可能です。**

Q13

選択的夫婦別姓制度を導入する場合、既に結婚している夫婦が別姓となるには、いったん離婚しなければなりませんか？

A

1996年に法制審議会が答申した民法改正要綱案は、経過措置を設けるとしています。この経過措置では、婚姻前の氏に戻そうとする者は、改正法の施行日から1年以内に、その配偶者と共に届け出るものとされています。

このような経過措置を設ければ、既に結婚している夫婦が別姓となるために離婚する必要はありません。

日弁連ウェブサイトでは、
選択的夫婦別姓制度に関し
様々な情報を発信しています。



<https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/gender/01.html>



民法の一部を改正する 法律案要綱より抜粋

平成八年二月二十六日
法制審議会総会決定

～前略～

第三 夫婦の氏

- 一 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称するものとする。
- 二 夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、夫婦は、婚姻の際に、夫又は妻の氏を子が称する氏として定めなければならないものとする。

第四 子の氏

- 一 嫡出である子の氏
嫡出である子は、父母の氏（子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際ににおける父母の氏）又は父母が第三、二により子が称する氏として定めた父若しくは母の氏を称するものとする。

二 養子の氏

- 1 養子は、養親の氏（氏を異にする夫婦が共に養子をするときは、養親が第三、二により子が称する氏として定めた氏）を称するものとする。
- 2 氏を異にする夫婦の一方が配偶者の嫡出である子を養子とするときは、養子は、1にかかわらず、養親とその配偶者が第三、二により子が称する氏として定めた氏を称するものとする。
- 3 養子が婚姻によって氏を改めた者であるときは、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、1、2を適用しないものとする。

三 子の氏の変更

- 1 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができるものとする。ただし、子の父母が氏を異にする夫婦であつて子が未成年であるときは、父母の婚姻中は、特別の事情があるときでなければ、これをすることができないものとする。

2 父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、1にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父の氏又はその父若しくは母の氏を称することができるものとする。

- 3 子の出生後に婚姻をした父母が氏を異にする夫婦である場合において、子が第三、二により子が称する氏として定められた父又は母の氏と異なる氏を称するときは、子は、父母の婚姻中に限り、1にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができるものとする。ただし、父母の婚姻後に子がその氏を改めたときは、この限りでないものとする。
- 4 子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、1から3までの行為をすることができるものとする。
- 5 1から4までによって氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、従前の氏に復することができるものとする。

～中略～

第十二 経過措置

～中略～

二 夫婦の氏に関する経過措置

- 1 改正法の施行前に婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、改正法の施行の日から一年以内に2により届け出ることによって、婚姻前の氏に復することができるものとする。
- 2 1によって婚姻前の氏に復しようとする者は、改正後の戸籍法の規定に従って、配偶者とともにその旨を届け出なければならないものとする。
- 3 1により夫又は妻が婚姻前の氏に復すこととなったときは、改正後の民法及び戸籍法の規定の適用については、婚姻の際夫婦が称する氏として定めた夫又は妻の氏を第三、二による子が称する氏として定めた氏とみなすものとする。

～中略～

四 その他本改正に伴う所要の経過措置を設けるものとする。

選択的夫婦別姓制度に関するQ&A

2024年12月18日

発行者 日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号
TEL 03-3580-9841 (代表)
FAX 03-3580-2866

印 刷 株式会社耕文社
TEL 06-6933-5001